

令和７年６月１８日

正会員 各位

(一社)全国ＬＰガス協会

「国土強靱化年次計画2025」及び「第1次国土強靱化実施中期計画」の閣議決定
について(お知らせ)

標記につきましては、政府(内閣官房 国土強靱化推進室)におきまして平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されて以降、「国土強靱化基本計画(平成26年6月閣議決定、令和5年7月改訂)」(以下、「基本計画」)に基づき、国土強靱化の取組を進めており、基本計画では、国土強靱化推進本部が取りまとめる年次計画に基づき、国土強靱化に係る各施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握等を行い、見直しを行うPDCAサイクルを回していくこととしていることから、令和7年度に取り組むべき施策等を示した「国土強靱化年次計画2025(素案)」の作成、さらに、基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画(以下「国土強靱化実施中期計画」)を定めることとされており、今般、計画期間や計画期間内に実施すべき内容及び目標等を定めた「第1次国土強靱化実施中期計画(素案)」について併せて作成され、令和7年4月にパブリックコメントが行われました。

この度、令和7年6月6日付けで「国土強靱化年次計画2025」が決定され、「第1次国土強靱化実施中期計画」が同日付けで閣議決定されましたので、お知らせいたします。

なお、ＬＰガス関連の記載概要につきましては、別紙のとおりとなっております。

また、資料につきましては、量が多いことから、下記ホームページより取得くださいますようお願いいたします。

記

➤ 国土強靱化年次計画2025(令和7年6月6日国土強靱化推進本部決定)

・概要

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/nenji_keikaku/2025/pdf/keikakugaiyou_r070606.pdf

・本文(1/3)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/nenji_keikaku/2025/pdf/honbun1_r070606.pdf

・本文(2/3)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/nenji_keikaku/2025/pdf/honbun2_r070606.pdf

・本文(3/3)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/nenji_keikaku/2025/pdf/honbun3_r070606.pdf

・附属資料(別紙)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/nenji_keikaku/2025/pdf/bessi_r070606.pdf

・パブリックコメント結果(全L協意見提出に関する回答 P4-P8)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000293971>

➤ 第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)

・概要

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/gaiyou.pdf

・本文

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/honbun.pdf

・パブリックコメント結果(全L協意見提出に関する回答 P2-P5)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000293972>

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、宍戸、岩田

別 紙

「国土強靱化年次計画2025」及び「第1次国土強靱化実施中期計画」

【LPガス関連の記載内容抜粋】

【第1次国土強靱化実施中期計画】

P21

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

大規模自然災害の発生時においても、交通・上下水道・通信・電力・エネルギー等のライフライン機能を可能な限り維持できるよう、確実な点検・診断の実施や災害耐力の低下をもたらす致命的な損傷の早期解消、運営基盤の強化等を推進し、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図るとともに、急所となる施設・設備や災害時の重要施設に接続するライフラインの耐災害性強化を図る。災害により損傷を受けた場合にも早期に機能を発揮できるよう、関連施設の相互連携の強化やリダンダンシー確保、フェーズフリーな仕組みの活用、地域の実情を踏まえた自立分散型システムの導入等を推進し、次世代型ライフラインへの転換を図る。

P25

2) 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震対策等の推進

迅速な初動対応や早期の復旧・復興を支えるため、陸海空の多モード交通連携により、リダンダンシーの確保・強化を図る。発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、緊急輸送道路を始めとする道路ネットワークの耐災害性強化を図るとともに、港湾・空港・鉄道駅、道の駅等の交通結節点の防災拠点機能を強化する。これらの交通ネットワークの確保状況等を踏まえつつ、サプライチェーンの寸断を回避できるよう、物流等の維持・継続や早期再開を図る。また、被災者の避難生活や地域の経済活動においては、水利用環境の維持・確保が不可欠である。将来にわたり維持すべき上下水道の一体的な耐震化等を進めるとともに、地域の実情を踏まえたまちづくりと連携し、自立分散型システムの導入やダウンサイジング、統廃合を進め、持続可能なライフラインへの転換を図る。さらに、デジタル化の進展に伴い、災害対応のあらゆるフェーズで電力・通信の確保がより重要性を増している。このため、携帯電話基地局等の耐災害性強化、令和6年能登半島地震を受けて更なる取組が進められている通信事業者間のローミング体制の構築等を推進し、災害対策本部の周辺等の重要な基地局について発災後24時間の安定的な通信確保を目指す。

P35

④ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用

⑤ 通信システムの災害時自立性の強化

P42

(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

激甚化・頻発化する大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会経済活動を維持・継続させていくためには、民の力を最大限発揮していく必要がある。災害に強い社会構造への転換に向け、これまで国民一人一人が進めてきた住宅の耐災害性強化や民間企業が進めてきた施設の耐災害性強化、サプライチェーンの複線化、事業継続計画(BCP)の策定等の取組に加え、地方創生や持続可能なまちづくりとの連携強化により、地域の実情に応じた創意工夫を官民連携で創出する取組を強力に推進する。

P44

2) 保健・医療・福祉・廃棄物処理等の環境改善・充実

災害時に必要となる保健・医療・福祉サービスを提供するため、施設の耐災害性を強化し、平時の体制を最大限維持・継続するとともに、追加的な需要に対応するため、医療コンテナ等の新技術の活用環境の整備を推進する。また、被災地の良好な衛生環境を確保し、救助活動や復旧活動を円滑に実施するため、一般廃棄物・災害廃棄物の処理体制の充実強化を図る。

① 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化、災害拠点病院を始めとする医療機関の耐震化、非常用電源等の整備

P47

(5) 地域における防災力の一層の強化

自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する災害対応に適応するため、自立と連携の両面から地域防災力の強化を図る。被災地において被災者が安全に、安心して生活できる避難所環境や支援者が最大限の力を発揮できる活動環境の整備を推進し、地域の災害時における自立性の強化を図るとともに、長期に及ぶ避難生活や復旧・復興を持続的に支援できるよう、広域連携体制の強化を図る。なお、実施中期計画では、半島・離島等の条件不利地域における国土強靱化施策についても、その他地域において進める当該施策と併せて全国的な施策として位置付けることとし、各地域特性を踏まえた目標の設定や当該目標の達成に向けた施策の実施については、半島・離島等の関連法に基づき別途策定される計画等の下で具体的に推進するものとする。

1) 避難所環境の改善・充実

被災地における災害時自立性の強化を図るため、避難所となる施設の耐震化や障害者・高齢者・こども・女性・外国人等に配慮した安全・安心を確保するための環境整備、水・電力等の自立

分散型システムの導入等を推進する。また、新たに整備されるプッシュ型支援物資の分散備蓄拠点や「新物資システム(B-PLo)」の管理・更新を徹底するとともに、官民連携でキッチンカーやトレーラーハウスなどの移動式車両・コンテナの活用環境の整備を進め、広域連携体制の強化を図る。

P48

② 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化(耐震化、熱中症対策・寒冷地対策等)

P50

③ 避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築

2) 官民連携による地域防災力の向上

平時、災害時、復旧・復興という一連の政府の災害対策をリードする司令塔としての役割を担う防災庁を設置するとともに、国の地方支分部局等の応援組織の充実強化を図る。また、「地域の守り手」となる建設業の担い手確保対策や、新たに創設される「被災者援護協力団体」の登録制度等の運用を通じたNPOやボランティア団体の協力体制の強化のための取組を推進し、官民連携で地域防災力の向上を図る。

P51

② 国の地方支分部局等の応援組織の充実強化・活動拠点の耐災害性強化、広域エリア(地方ブロック単位等)における官民連携体制の強化

【国土強靱化年次計画 2025】

P13

■ 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(推進方針)

○ 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設(公民館)、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を推進する。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検や安全対策等を進めるとともに、地方公共団体における個別施設計画の内容の充実を促しつつ、地方公共団体における計画

的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。

P27-28

2-2)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(推進方針)

- 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き、災害拠点病院等の自家発電設備の強化を実施する。
- 地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設等において、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。

P30

2-3)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(推進方針)

- スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄など、避難所の環境改善のための取組を推進する。
- 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。また、エネルギー源として、ライフラインの強化のため自立・分散型エネルギーを導入・活用する。

P32

2-4)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(推進方針)

- 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非常用電源装置の設置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する。
- SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する。
- 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれが

あるため、石油製品の国家備蓄を維持する。

- 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、災害時において、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。
- 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備(コージェネレーションシステム・ガス空調等)の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持を図る。
- 災害時の燃料として有効性が高いLPガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する。

P34

2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(推進方針)

- 大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉に帰宅することにより緊急車両の通行を妨げるなどの応急活動への支障を防止し、あわせて帰宅困難者自身の安全を確保するため、官民が連携し、3日間の一斉帰宅抑制の基本原則の普及、企業等における施設内待機や拠点のない帰宅困難者の待機場所の確保を図るとともに、大規模な集客施設や駅等における利用者の保護等の対策の一層の推進を図る。

P36

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(推進方針)

- 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐため、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保等により医療機能が麻痺しないようにする。

P38

3-2) 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

(推進方針)

- 首都直下地震を始めとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁等の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修、プッシュ型支援に供するものを含む物資の備蓄、代替庁舎の機能整備、地方公共団体が備える防災拠点機能との連携等を推進する。

P38

3-3) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(推進方針)

- 災害対応現場の中心的役割を担う地方公共団体の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、基幹業務システムの標準化・ガバメントクラウドへの移行、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。

P42

4-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

(推進方針)

- 各金融機関のBCP策定、通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、自家発電機の設置、システムセンター等のバックアップサイトの確保はおおむねなされているが、今後、全ての主要な金融機関において早期に対策を実施する。また、金融庁・中央銀行・各金融機関が参加する震災対応に係る銀行業界横断訓練や、関係機関も参加の下で3市場(外国為替市場・証券市場・短期金融市場)合同の防災訓練を定期的を実施し、その結果を基にBCPを見直し、実効性の維持・向上を図る。

P43

4-5) 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

(推進方針)

- 漁港管理者や漁協等に対して災害に強い水産地域づくりガイドライン等の普及を行い、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えたBCPの策定を促進する。BCPにおいては、停電による生産・流通機能への影響を踏まえた非常用電源の確保等の対策を位置付けるなど、停電時でも稼働できる体制の構築を進める。また、土地改良区等の施設管理者によるBCPの点検、必要に応じた改定に関する指導・助言を行う。
- 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発

電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を進める。

- 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強靱化やバックアップ体制の確保、コージェネレーション等の自立・分散型設備、非常用電源設備の導入支援による物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う。

P47

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態

(推進方針)

- 災害発生時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量化した蓄電池や発電機、ソーラーパネル及び衛星を活用し、基地局機能の維持を図るなど、携帯電話基地局の強靱化対策を推進する。

P50

5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(推進方針)

- 大規模自然災害時においても、安全な水の供給や下水の処理機能の確保を図るため、上下水道施設の耐災害性強化等を上下水道一体となって推進する。

P52-53

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(推進方針)

- 災害時の輸送安定性や安全性の向上を図るため、鉄道施設の強靱化や災害後の鉄道の早期運転再開に資する技術の開発・導入を推進する。
- 大規模自然災害時においても基幹的航空交通ネットワーク機能を確保するため、空港施設の浸水対策・老朽化対策や滑走路等の耐震対策を実施する。
- 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP未策定の物流事業者によるBCP策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築、営業用倉庫等の物流施設への非常用電源設備の導入支援を始めとする倉庫等の物流施設の災害対応能力の強化、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組等を推進

する。

P56

**6-2)災害復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
(推進方針)**

- 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策等の取組を引き続き事前防災対策として推進する。

P59

**6-6)国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響
(推進方針)**

- 様々な自然災害から国民の生命や財産を守り、また発災後の救助・救急・被災者支援・災害復旧等の各種活動の迅速化・円滑化を図ることで、国家経済へ甚大な影響が生ずることを抑制するとともに、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水対策、交通ネットワークの機能強化、非常用電源設置、BCP策定促進等の取組を引き続き事前防災対策として推進する。

以上